

Q227. 小規模事業場の労働時間の特例と残業代（時間外割増賃金）の支払の関係について教えてください。

労基法施行規則 25 条の 2 は、小規模事業場における労働時間の特例を定めており、

- ① 物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業
- ② 映画の映写、演劇その他興行の事業
- ③ 病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業
- ④ 旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業

のうち、常時 10 人未満の労働者を使用するもの（特例措置対象事業場）

については、労基法 32 条の規定にかかわらず、1 週間については 44 時間、1 日については 8 時間まで労働させることができますとしています。

特例措置対象事業場についても、1 日 8 時間を超えて労働させた場合には時間外労働となりますが、1 週間については 40 時間を超えて労働させても時間外労働とはならず、44 時間を超えて労働させて初めて時間外労働となります。

したがって、1 週間については 44 時間を超えて労働させて初めて、残業代（時間外割増賃金）の支払が必要となります。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎